

**なないろのアトリエ つながる須  
恵器職人と私たち一つち遊び・お  
と遊び編一つちとやまのおと遊び**

**と き** 10月14日(日)  
午後3時～5時  
(午後2時30分から受け付け)  
**ところ** 市民の森長尾山(篠町)  
**講師** 小松正史さん(ピアニスト、音育家、京都精華大学教授)  
**内容** 平成30年度「なないろのアトリエ」参加者による土の楽器の演奏と環境音を、里山を歩きながら鑑賞するサウンド・ウォーク(音さんぽ)です。  
**定員** 20人(要申し込み)  
**参加料** 無料  
**その他** 山道を歩きやすい服装でお越しください。申し込み後会場までの案内図を送ります。  
**申し込み** **問** (公財)生涯学習かめおか財団(ガレリアかめおか)  
TEL29-2700、FAX25-5881  
電子メール  
kouza@galleria.or.jp  
(市民力推進課)

**食改のやさしい在宅介護食講座  
～在宅介護食について一緒に学びませんか?～**

**と き** 10月24日(水)  
午前9時30分～正午  
**ところ** 東部文化センター  
**対象** 市民  
**内容** 介護食のお話と調理実習  
**定員** 16人  
**参加料** 1人300円  
**持ち物** エプロン、三角巾、手ふきタオル  
**申し込み** **問** 10月20日(土)までに電話で食生活改善推進員石田良  
TEL23-5801  
(健康増進課)

**京のおばんざいサロン  
「こだわりフェスタ」**

**と き** 10月14日(日)  
午前11時30分～午後2時  
**ところ** 安町ホーム和の家(安町)  
**内容** 季節の創作料理を食べな

がらおしゃべりを楽しむ会です。初めての人ももちろん大歓迎。料理は1回おかわりができてお腹もいっぱい。幸せいっぱいです。

**定員** 20人(申し込み不要)  
**参加費** 600円(収益の一部を関西盲導犬協会に寄付します)  
**問** かめおかまちの元気づくりプロジェクト担当松尾  
TEL090-3848-8676  
ホームページ  
http://kame-genki.org/  
(市民力推進課)

**平成30年度行政相談週間  
10月15日(月)～21日(日)  
困ったら一人で悩まず行政相談**

**行政相談とは**  
国の行政全般に関する意見や要望などをお聴きし、その解決の促進を図り、行政運営の改善につなげるため「行政相談」を行っています。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。  
**行政相談委員とは**  
総務大臣から委嘱されている委員が行政機関などの行う仕事について、皆さんからの意見・要望などの相談を受け付け、その解決の

ための助言や関係機関に対する通知などの仕事を無報酬で行っています。

**相談日時** 14ページの各種無料相談欄をご覧ください。  
**問** 総務省京都行政監視行政相談センター  
TEL075-802-1100  
(市民課)

**子育てひろば「まな」**

**と き** ①10月16日(火)②23日(火)各日午前10時～11時30分  
**ところ** 児童発達支援事業所くくあ(安町釜ヶ前32-1)  
**内容** ①親子で楽しむリトミック  
②知育遊びと絵本の読み聞かせ、保護者のためのリフレッシュ体操とコーヒープレイク  
**<共通>**  
**対象** 0歳児～未就学児の親子  
**定員** 各回10組(先着順、空きがあれば当日受け付けも可)  
**参加費** 無料  
**申し込み** **問** NPO法人アシストふれあいハート児童発達支援事業所くくあ  
TEL55-9366  
(市民力推進課)

**京都府最低賃金のお知らせ**

京都府最低賃金(地域別最低賃金)は、10月1日から時間額が882円(26円引き上げ)になります。

京都府最低賃金	適用対象	改正金額
時間額	京都府下の事業場で働くすべての労働者およびその使用者	<b>882円</b>

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者(パートタイマー・アルバイトなどを含む)を使用することはできません。

除外賃金
最低賃金には次の賃金は算入されません。 ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③時間外・休日および深夜手当(深夜割増賃金など) ④精・皆勤手当、通勤手当、家族手当

**問** 詳しくは、京都労働局労働基準部賃金室(TEL075-241-3215)または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

**必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も。**  
(商工観光課)